

令和2年度

# 監査のあらまし

令和3年3月

福島県監査委員事務局

---

## 【監査のあらまし】

### 目 次

<b>1</b>	<b>監査委員制度</b>	1
<b>2</b>	<b>監査等の種類と根拠法令</b>	2
<b>3</b>	<b>主な監査等の内容と実施状況</b>	
(1)	財務監査	3
(2)	行政監査	4
(3)	財政援助団体等監査	4
(4)	指定金融機関等の監査	5
(5)	住民監査請求による監査	5
(6)	例月出納検査	5
(7)	決算審査	5
(8)	基金運用状況審査	6
(9)	健全化判断比率審査	7
(10)	資金不足比率審査	7
●	監査事務の流れ	8
●	監査等の実施期間	9
<b>4</b>	<b>監査結果等の概要</b>	
(1)	財務監査	
①	定期監査 普通会計	10
②	定期監査 企業会計	14
③	隨時監査	18
④	技術監査	18
(2)	財政援助団体等監査	19
<b>5</b>	<b>行政監査（課題監査）結果等の概要</b>	20
<b>6</b>	<b>住民監査請求の状況</b>	22

## 1 監査委員制度

監査は、県の行財政が公正で効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。監査委員は、地方自治法の規定により知事から独立した執行機関です。個々の監査委員が、単独で職務権限を行使できることから、「独任制」の執行機関といわれます。

\* 福島県の監査委員4名（県議会の同意を得て知事によって選任）

県議会議員から選任される委員2名（非常勤）

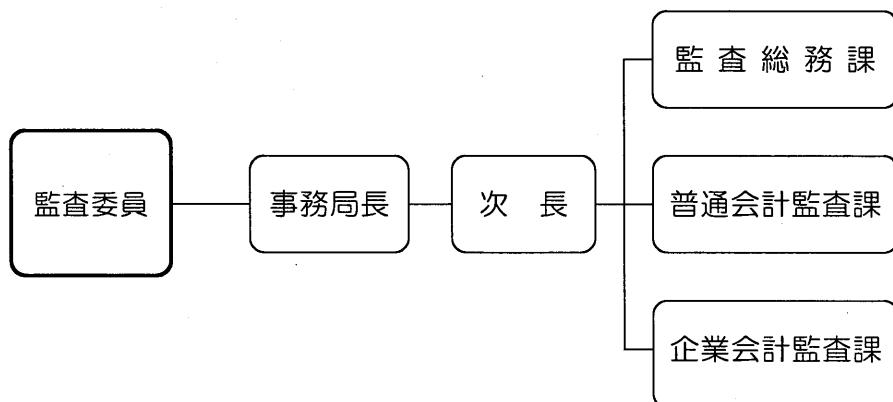
議見を有する者から選任される委員2名（常勤、非常勤）

### ●福島県監査委員（令和2年度）

区分	氏名	就任年月日	任期
議員選任委員 (非常勤)	勅使河原正之 ぼし ほし まさゆき 星 公正	令和元年12月25日 ～令和2年11月30日 令和2年12月17日～	議員の任期
議員選任委員 (非常勤)	佐久間 俊男 さくま としお	令和元年12月25日	議員の任期
識見委員 (代表監査委員、常勤)	佐竹 浩 さたけ ひろし	令和2年 4月 1日	4 年
識見委員 (非常勤)	菅家 惣一郎 たか はし そういちろう 高橋 宏和 たか はし ひろ かず	平成28年 7月 6日 ～令和2年 7月 5日 令和2年 7月 8日	4 年

### ●監査委員事務局

監査委員の補助機関として監査委員事務局が設置され、組織体制は以下のとおりとなっています。



## 2 監査等の種類と根拠法令

区分				法令根拠条文	
監査	一般監査	財務監査	定期監査	地方自治法第199条第1項、第4項	
			随時監査	地方自治法第199条第1項、第5項	
			技術監査	地方自治法第199条第1項	
	行政監査			地方自治法第199条第2項	
	財政援助団体等監査			地方自治法第199条第7項	
	指定金融機関等の監査			地方自治法第235条の2第2項 地方公営企業法第27条の2第1項	
	特別監査	直接請求に係る監査		地方自治法第75条	
		県議会の要求による監査		地方自治法第98条第2項	
		長の要求による監査		地方自治法第199条第6項	
		住民監査請求による監査		地方自治法第242条	
		職員の賠償責任に関する監査		地方自治法第243条の2第3項 地方公営企業法第34条	
検査		出納検査	地方自治法第235条の2第1項		
審査		決算審査	地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第2項		
		基金運用状況審査	地方自治法第241条第5項		
		健全化判断比率審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項		
		資金不足比率審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項		

### 参考

#### ※外部監査制度

外部監査制度は、知事が外部の専門的知識を有する第三者（弁護士、公認会計士、税理士など）と契約を結び監査を受ける制度であり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成11年4月から実施されており、包括外部監査と個別外部監査があります。

（事務は知事部局の総務部職員研修課が担当しています。）

#### ○包括外部監査

包括外部監査は、外部監査人が財務監査の範囲から監査テーマを自ら選定し、年1回以上監査を行うものです。

#### ○個別外部監査

監査委員が行う要求・請求に関する監査（上記の特別監査）について、個別外部監査の請求があった場合に、外部監査人が監査委員に代わって監査を行うものです。

### **3 主な監査等の内容と実施状況**

#### **(1) 財務監査**

##### **① 定期監査**

県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的かつ能率的かどうかを主眼として毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて実施する監査です。

普通会計では、181機関に対し監査を実施し、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、収入の調定期間や支出・契約事務の一部に適正を欠いているものがあり改善を求めました。

また、企業会計では、8機関に対し監査を実施し、概ね適正に執行されているものと認められましたが、収益の算出や資産・負債の管理の事務の一部に適正を欠いているものがあり改善を求めました。

##### **●令和2年度定期監査の実施機関数一覧**

区分	本庁	公所	計
普通会計	53	128	181
企業会計	2	6	8
合計	55	134	189

##### **② 隨時監査**

監査委員が定期監査以外に必要があると認めるとき、随時に行う監査です。

令和2年度は実施していません。

##### **③ 技術監査**

県が施工する建設工事に関する業務委託及び建設工事において、定期監査時に併せて行う定期技術監査と、発注前及び施工中の工事等に係る設計図書及び工事の実施状況について監査を行う竣工前技術監査があり、令和2年度は定期技術監査を184件、竣工前技術監査を5件実施し、適正に執行されているものと認められました。

技術監査では、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当であるか、工事の施工が正確かつ適法に執行されているか監査しています。

## (2) 行政監査

財務に関する事務の執行及び県が経営する事業の管理に関する監査以外に、監査委員が必要があると認めた県の事務の執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から次のような視点に立って実施される監査です。

- ①法令等に従って適正に行われているか。
- ②県民の福祉の増進に寄与し最少の経費で最大の効果をあげているか。
- ③組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているか。

監査の方法は、毎年課題を設けて行う課題監査と、定期監査時に併せて行う一般監査とに区分されますが、本県では課題監査方式で実施しています。

令和2年度の行政監査は、「プロポーザル方式・コンペ方式による契約について」をテーマとして、令和元年度にプロポーザル方式等により契約相手方を選定した68機関293事業のうち、34機関48事業を対象に課題監査を実施しました。

監査の結果、各部局等、各実施機関でプロポーザル方式等の事務の進め方が異なるため全庁的な要領策定等の検討が必要である、などの意見を出しました。

## (3) 財政援助団体等監査

県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政援助を与えており、4分の1以上出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払保証をしているものの出納、その他の事務の執行で当該財政援助に係るものに対する監査及び県が公の施設の管理を行わせているものなどに対する監査です。

当該財政援助等に関する資金の出納状況や事業の運営等が適正かつ効率的かどうかを主眼として実施しています。

監査の結果、一部の団体に対し、委託料の支払遅延や補助対象経費の誤計算などについて指摘・指導し、事務のチェック体制の改善や過支給となった補助金の返還などを求めました。

### ●令和2年度財政援助団体等監査の実施状況

令和元会計年度対象	実 施 機 関 類 别 と 実 施 数			
実 施 時 期	公立大学	出資団体	補助等団体	指定管理
令和2年9月～令和3年2月	2	16	9	4
				31

#### **(4) 指定金融機関等の監査**

福島県指定金融機関等の公金の収納、支払等の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるとときに実施します。

令和2年度において、会計管理者が指定金融機関等検査を実施した結果、「全体としてはおおむね適正に執行されているものと認められた」との報告があつたため、同年度の監査は実施していません。

#### **(5) 住民監査請求による監査**

県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

令和2年度は住民監査請求がありませんでした。

#### **(6) 例月出納検査**

県の現金の出納について毎月例日を定めて監査委員がこれを検査するもので、監査委員全員による検査は毎四半期ごとに、他の月は代表監査委員が原則として毎月25日に検査を実施します。

監査委員は、会計管理者、公営企業管理者等から提出された例月出納検査調書について、現金及び預金の月末残高が金融機関の証明と符合し正確であるか、また、計数は関係帳簿と符合し正確であるか等に着眼し、検査を実施しています。

令和2年度の毎月の検査において、現金の出納事務は適正に行われ正確であると認められました。

#### **(7) 決算審査**

知事からの審査依頼により、毎会計年度、決算及びその証書類その他政令で定める書類を審査するものです。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が効果的・効率的・合理的に執行されたかどうかなどに着眼し、決算審査を実施しています。

令和元年度決算審査においては、決算に係る計数が正確であることを確認し、予算の執行等も、おおむね適正に執行されたものと認められました。

また、令和元年度一般会計及び特別会計決算審査の中で、令和2年度が復興・創生期間の最終年度となることを踏まえ、次の5点を意見として付しました。

意見1：成果重視の行政運営の深化

意見2：新公会計制度を「見せる段階」から『活用する段階』に移行できるよう、検討を進めること。

意見3：内部統制の実効性を確保すること。

意見4：引き続き、収入未済や繰越額の縮減など予算の執行の適正化に取り組むこと。

意見5：ウィズコロナ（新型感染症）社会における福島としての基本的な方向性について、新たな総合計画に明記すること。

各公営企業会計においても、事業の経営に当たり、引き続き経済性を發揮して経営改善等に取り組む必要があることから、主に次の意見を付しました。

- 工業用水道事業：中長期計画に基づいた老朽施設の改築等、今後も継続して多額（企業局）の資金需要が見込まれるため、更なる経営の合理化・効率化の推進により、経営の健全化に努めること。
- 地域開発事業：未分譲地の早期解消に努めるとともに、企業債の償還財源となる（企業局）っている一般会計からの繰入額の圧縮に努めること。
- 県立病院事業：医師の安定的確保を図り、中山間地域における救急医療の提供（病院局）等政策医療を適切に提供するとともに、未利用財産の処分や未収金の回収等により経営基盤の強化に努めること。

## **(8) 基金運用状況審査**

知事からの審査依頼により、毎会計年度、次の5つの基金の運用状況について審査するものです。

- ①福島県市町村振興基金
- ②福島県土地取得基金
- ③福島県難視聴地域解消基金
- ④福島県企業立地資金貸付基金
- ⑤福島県美術品等取得基金

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、基金の運用が適正に行われたかどうかを主眼として基金運用状況審査を実施しています。

令和元年度の基金運用状況審査において、各基金は適正に運用されているものと認められました。

## (9) 健全化判断比率審査

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認して、健全化判断比率が適正に算定されているかを審査するものです。

令和元年度に係る健全化判断比率は適正に算定されているものと認められるとともに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれの指標とも黒字のため該当する比率はなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれの指標とも早期健全化基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況又はその他の財政状況が悪化した状況とは認められませんでした。

## (10) 資金不足比率審査

地方公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他の関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、資金不足比率が適正であるかどうかを審査するものです。

令和元年度に係る資金不足比率は、適正に算定されているものと認められ、資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

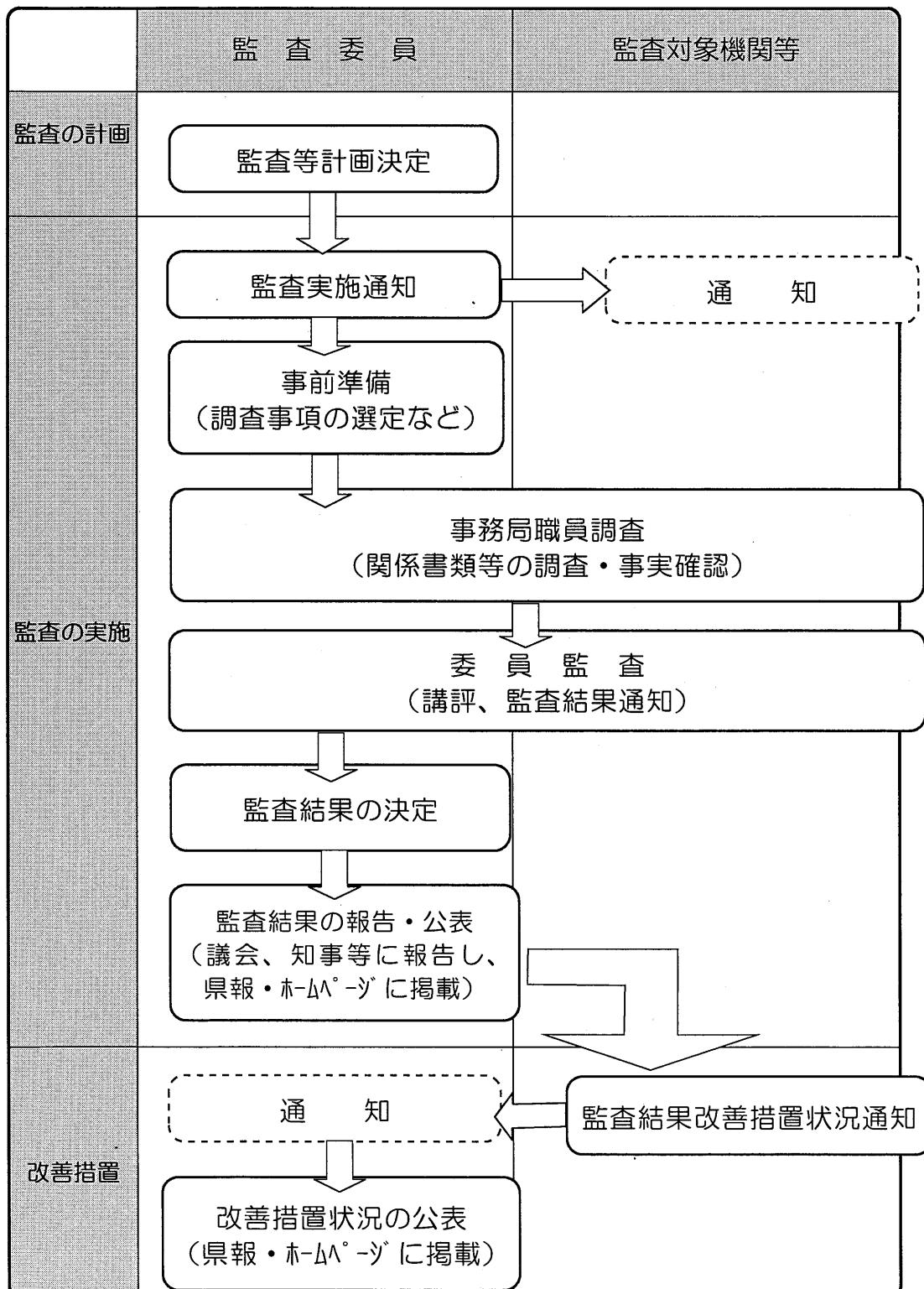
### ●令和2年度の各審査の実施状況

審査に付された決算、指標など	審査請求日	意見書提出日
令和元年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査	令和2年7月27日	令和2年9月4日
令和元年度基金運用状況審査	令和2年7月27日	令和2年9月4日
令和元年度公営企業決算	令和2年7月27日	令和2年9月4日
令和元年度健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	令和2年8月12日	令和2年9月4日

※決算審査の結果及び健全化判断比率等に対する審査の結果は、福島県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

ホームページURL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

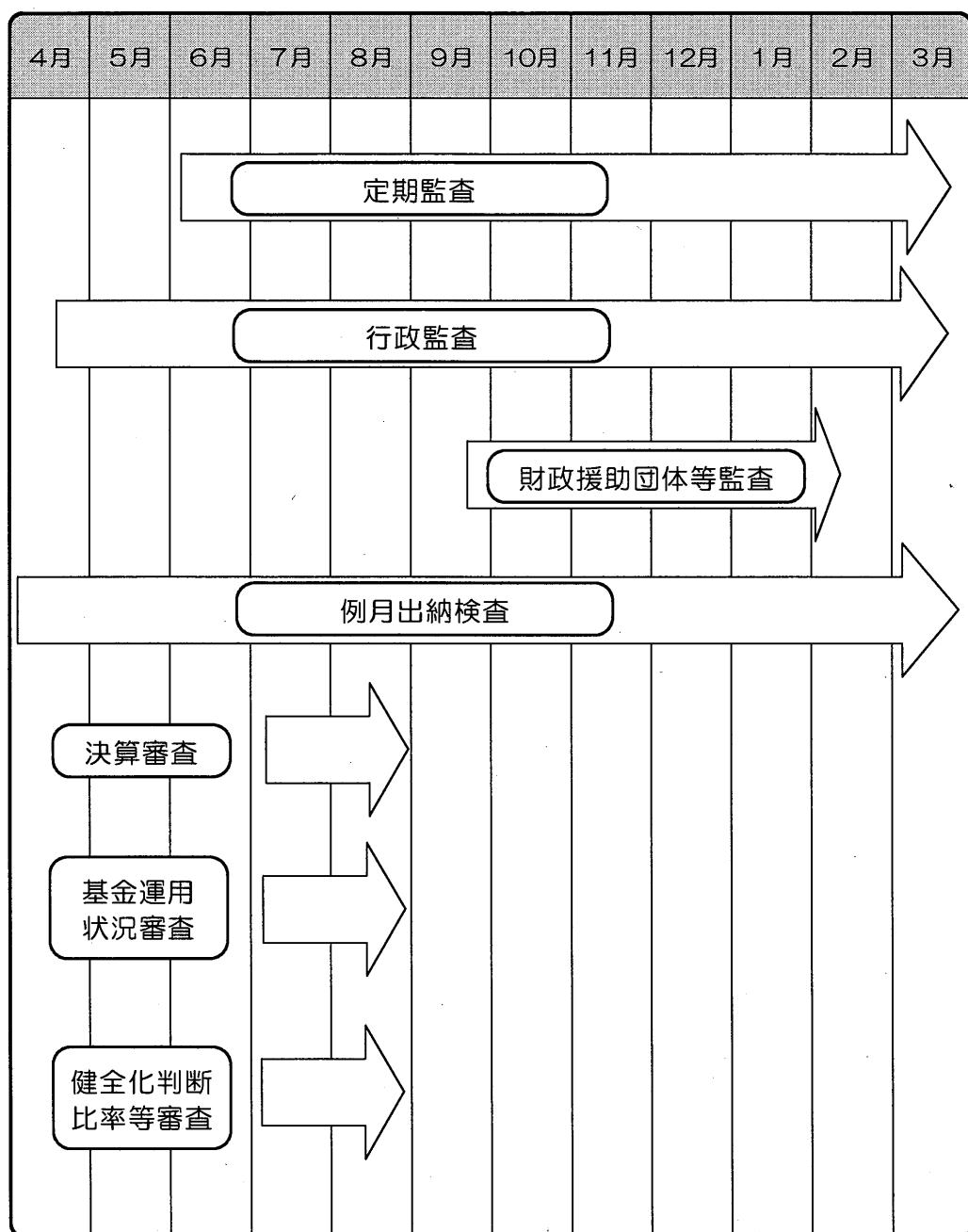
## ●監査事務の流れ



※監査結果及び措置状況の内容は、福島県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

ホームページ URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/>

## ●監査等の実施期間



## 4 監査結果等の概要

監査は、合規性及び正確性の観点に加え、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）の観点（3E監査）から実施しています。

### （1）財務監査

#### ① 定期監査 普通会計

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 2 年 度	令和 元 年 度	平成 30 年 度
1 歳 入	15	25	32
(1) 調定時期が遅延しているもの	5	5	11
(2) 過調定又は不足調定となっているもの	2		5
(3) 収入未済のもの又は収入の時期が遅延しているもの		2	6
(4) その他収入事務が適切でないもの	8	18	10
2 歳 出	21	25	20
(1) 支出負担行為が遅延しているもの	1		
(2) 支出事務について			
① 過払又は不足払となっているもの	4	3	
② その他支出事務が適切でないもの	16	19	15
(3) その他		3	5
3 契約	19	18	10
(1) 委託料などの積算が適切でないもの	1		
(2) 契約の時期が遅延しているもの			
(3) 履行の確認が適切でないもの		3	1
(4) その他契約事務が適切でないもの	18	15	9
4 工事		8	
(1) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの		8	
5 補助事業について			5
(1) 事業計画の審査又は実績確認が適切でないもの			2
(2) 補助事業者等に対する指導が適切でないもの			
(3) その他補助事業事務が適切でないもの			3
6 財 産	6	11	5
(1) 財産管理事務が適切でないもの		6	2
(2) 物品の管理が適切でないもの	6	5	3
7 その他	1	14	12
合 計	62	101	84

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別整理表

監査の結果、指摘等となったものを3Eの観点から分類すると次のとおりです。

区分	事項	指摘内容等	件数
経済性	歳出	契約の事務の誤り	9
	歳出	支払額算定の誤り	2
	歳出	職員手当の支給誤り	2
計			13
効率性	歳出	報酬、報償費及び旅費の支出遅延	5
	財産	重要物品の処分不適正	1
	計		6
有効性	歳出	債務負担行為の手続不適正	2
	歳出	物品の購入・払出の手続不適正	1
	事務	個人情報の管理不適正	1
計			4
合計			23

注：「指摘基準別件数」を3E区分により分類しているため、該当しない指摘等もあります。

○ 重点検証事項と検証結果

定期監査（普通会計）に当たっては、県の各機関が直面している時々の情勢などを踏まえ、特に慎重かつ詳細な検証を要すると考えられるテーマを毎年監査の重点検証項目に設定し、通常監査に併せて実施することで、監査の実効性を高めています。

重点事項と検証内容は以下のとおりです。

1 テーマ	財務事務における内部統制制度の取組状況について
2 検証の趣旨	地方自治法の改正により令和2年4月1日から内部統制制度の導入が義務付けされ、令和3年度に評価報告書を審査する必要があることから、先行して内部統制制度の取組状況について、内部統制の目的、リスク評価項目選定の考え方、発生リスクへの対応策の妥当性を検証し、効果的な内部統制の運用につなげる。
3 調査対象機関	令和2年度の定期監査実施対象機関 計 181機関（本庁53、公所128）
4 主な検証事項 及び検証状況	(1) 内部統制の基本的なしくみやリスクの評価方法は適切に認識されているか。 ① 内部統制の目的を理解しているか。 ② 内部統制における所属内の役割を理解しているか。 ③ リスクの評価方法の理解は的確なものか。 (2) リスク評価の項目は適切なものとなっているか。 ① リスク評価シートにあるリスクの内容のほか所属の財務事務に関して想定されるリスクはないか。 ② リスクの洗い出しに当たっては、業務分析を予め行っているか。

	<p>③ リスクの洗い出しの作業はどのように行ったか。</p> <p>④ 選択した個々のリスク評価の項目と執行している業務の内容は一致しているか。</p> <p>(3) リスク回避のために講じられた対策が適切に行われているか。</p> <p>① 講じられた対策は適切なものとなっているか。</p> <p>② 講じられた対策を組織内に周知徹底しているか。</p> <p>③ 講じられた対策が漏れることなく実施されているか。</p>
5 検証結果	<p>選定リスクに対する対策は適切な対応が取られており、選定リスクへの内部統制はおおむね有効に機能していた。</p> <p>しかし、内部統制は全職員が主体的に取り組むものであることの認識は不十分であり、選定以外の財務事務に大きなミスも見受けられ、内部統制の目的が十分に浸透しているとは言えない。</p> <p>今後も、取組状況の確認を通し、各執行機関の内部統制制度の浸透と組織のチェック機能の強化を促進させる必要がある。</p>

### 主な指摘事項

#### ○制度の理解不足・組織のチェック不足

##### ＜概要＞

教育総合ネットワーククラウド業務の賃貸借契約について、令和元年10月1日から消費税が引き上げられたことに伴い、同日付で変更契約を締結しているが、令和元年度予算で債務負担行為の計上を失念したため、予算の定めがない状態で翌年度以降の契約を締結している。

##### ＜改善状況報告の内容＞

- ①債務負担行為の管理台帳を作成し、予算担当者、主任主査、管理職等複数人で執行体制状況をチェックする。

#### ○情報の共有/進捗管理不足・組織のチェック不足

##### ＜概要＞

重要物品である船舶について、指定管理者から譲渡する意向で県に廃船協議があつたが、手續が未了のまま県の担当者が変更となり、廃棄するものとして不用決定を行ってしまったため、譲与等の手續がないまま私人に無償譲渡してしまった。

##### ＜改善状況報告の内容＞

重要物品の不用決定に基づく処分手続については、次のとおり対応する。

- ①担当職員及び主任は、指定管理者から物品の処分に関する協議があつた場合は、物品の状態・状況を把握するとともに、廃棄や譲与等の可能性について精査する。
- ②①について、管理監督者、経理担当などの複数の職員で情報を共有し、処分方法の検討を図る。
- ③担当職員は不用決定後、速やかに不用決定で定めた処分の方法に従い、処分する。
- ④処分が適正に行われたか管理監督者、経理担当などの複数職員によるチェックを行う。

## ○組織のチェック不足

### <概要>

道路整備事業に伴う町所有の防火水槽の移転補償契約について、元年11月に工事が完了していたが、工事の進捗状況の確認を怠り、不必要的な縁越処理を行っている。

また、消火栓の移転補償契約について、工事の進捗状況の確認を怠り、元年11月の工事完了後に契約を締結し、不必要的な縁越処理を行っている。

### <改善状況報告の内容>

①非常時優先時対応メモを作成し、担当職員不在時でも他職員が適切に業務を遂行できるようにする。

メモには、各職員の担当案件、進捗状況及び簿冊の所在場所を記載し、常に新しい情報が記載されているようにし、定期的に課長、係長がチェックする。

また、職員間で簿冊の所在場所を定期的に確認し、業務の停滞を防止する。

②用地係長が進行管理表により起工から支払までの決裁の都度チェックし、用地課長とのダブルチェックで事務処理の進行管理を行う。

課長、係長が担当者に業務の進捗状況を聞き取り、業務に問題点がないか確認する。

③財務規則等関係規則の業務に関する条文を確認し、支出負担行為の処理時期を理解する。

④課長会議等において、組織内の問題共有を図り、所内全体に水平展開し再発を防止する。

## 【事務処理誤り防止のポイント】

令和2年度の定期監査の検証内容について分析したところ、次の点が財務事務上のミスの発生要因として多い傾向にある。

①管理職と担当間でスケジュールの共有、ホウ・レン・ソウによる進捗管理が行われていない。（制度改正の情報共有・伝達を含む）

②担当者任せとなり、管理職も含め組織としてチェックできていない。

そのため、全庁的な会議において、次のとおり周知した。



■ 内部統制が有効に機能することで、上記のミスは減らせること

■ 内部統制を機能させるためには、管理職員の動きが重要であること

■ 職員とのコミュニケーションを図り、適切な事務執行に努めること

## ② 定期監査 企業会計

### 【企業局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 2 年 度	令和 元 年 度	平成 30 年 度
1 収益関係	0	0	0
2 費用関係	0	0	0
3 契約関係			
(4) 契約締結の事務手続が適切でないもの	0	1	0
4 資産・負債・資本関係			
(2) たな卸資産の管理が適切でないもの	1	0	0
5 その他	0	0	0
合 計	1	1	0

○ 3E（経済性、効率性及び有効性）区分別件数 1件

### 指導事項

#### ○企業局～指導（資産関係）

##### 〈概 要〉

1 過年度の工事で、施工中の設計変更等により使用せずに残った鉄鋼類等について、事業所で引き取ったものがある。

この場合、その分を工事費相当額から差し引き、固定資産計上すべきところ、当初の工事費のまま計上してしまったため、固定資産の額が過大となっており、それによる減価償却費も過大となっている。

また、引き取った鉄鋼類等が、たな卸資産に計上されていないため、流动資産の額が過小となっている。

2 令和元年度の更新工事等により撤去した資産について、固定資産台帳から除却していないものがある。

また、それに伴い減価償却費が過大となっている。

##### 〈改善状況報告の内容〉

1 工事完了後に使用していない鉄鋼類等が発生した場合には、たな卸資産として、適正に管理していく。

2 更新工事等により除却の対象となる固定資産については、工事計画決定時にあらかじめ特定し、固定資産台帳にて適正に管理していく。

【病院局】

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 2 年 度	令和 元 年 度	平成 30 年 度
1 収益関係			
(1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの	0	1	0
(2) 過調定又は不足調定となっているもの	2	1	0
(3) その他収入事務手続が適切でないもの	0	1	0
2 費用関係			
(1) 費用の計上が過計上又は不足計上となって いるもの	0	0	1
(2) その他支払事務手續が適切でないもの	0	0	1
3 契約関係	0	0	0
4 資産・負債・資本関係			
(1) 資産・負債の管理が適切でないもの	2	1	0
5 その他	0	1	0
合 計	4	5	2

○ 3E(経済性、効率性及び有効性)区分別件数 0件

主な指摘事項

○病院局～指摘（資産の管理が適正でないもの）

〈概 要〉

宮下病院において、病院庁舎等固定資産の一部に耐用年数の適用誤りがあつたことに伴い、長期間にわたり減価償却費及び長期前受金戻入を誤った金額で計上していたため、過年度における収益、費用が過大もしくは過少となっている。

〈改善状況報告の内容〉

固定資産取得時において耐用年数の確認を十分に行わず固定資産台帳を登録したこと及び毎年度の減価償却費の計上時においても耐用年数の確認を行わなかつたことが原因であり、今後は固定資産取得時の台帳登録においては耐用年数の確認を複数の職員で行うなど、適正な事務処理に努める。

○病院局～指摘（内部統制及び収益の算出に適正を欠いているもの）

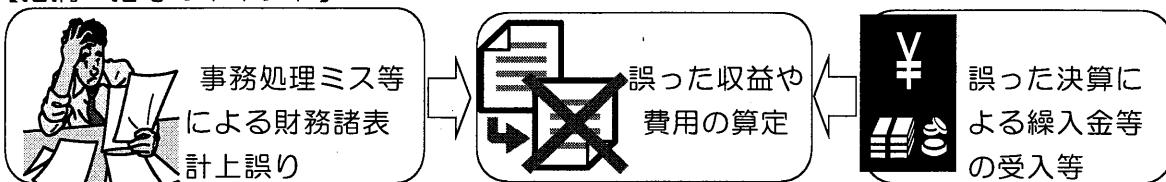
〈概 要〉

南会津病院において、固定資産及び流動資産の決算処理に係る貸倒引当金を誤った算定方法で計上したため、収益が過大となっている。前回監査で同様の指導があったにもかかわらず、チェック体制が機能していない。

〈改善状況報告の内容〉

新任者が貸倒引当金の計算方法を十分に理解しないまま処理を行ったこと及び上司等他の職員が検算等のチェックを行わなかつたことが原因。誤計上分を過年度損益修正損として修正するとともに、決算事務処理の際には複数職員での処理方法の理解及び確認を徹底しながら、適正な事務処理に努める。

【指摘・指導のポイント】



※ 上記の2事例は金銭的な損害を与えるものではないが、経理事務ミスが財務諸表に影響することから、企業会計の目的の一つである財務状態の正確な表示という観点、決算への影響度合いや前回指導事項の改善が徹底されていないことを考慮し指摘としたもの。

○ 重点検証事項と検証結果

定期監査（企業会計）に当たっては、県の各機関が直面している時々の情勢などを踏まえ、特に慎重かつ詳細な検証を要すると考えられるテーマを毎年監査の重点検証項目に設定し、通常監査に併せて実施することで、監査の実効性を高めています。

重点事項と検証内容は以下のとおりです。

① 企業会計(工業用水道事業会計、地域開発事業)

1 テーマ	たな卸資産の経理・管理等について
2 対象機関等	対象機関：企業局いわき事業所 対象事業：工業用水道事業
3 主な検証事項	(1) たな卸資産の購入、受入・払出、管理換え等の経理 (2) たな卸資産の管理事務
4 検証確認事項等	(1) 薬品（ポリ塩化アルミニウム）については、受入・払出等の経理及び在庫管理は、おむね適正に実施されている。 (2) 金属材料（鉄鋼類等）については、工事の設計変更等の理由から使用せずに事務所で引き取った鉄鋼類等を、たな卸資産として計上しておらず、流動資産が過小となっていることが認められた。
5 検証結果	おむね適正と認められたが、4(2)を指導事項とした。これは工事担当課の金属材料に対するたな卸資産の認識が不足していたことと、会計処理を行う総務課との連携が十分に図られていなかったことが主な要因であった。 よって、一部改善を要する事項については、その是正状況を次の監査において検証するとともに、引き続き、たな卸資産の適正な経理・管理等について、確認を行っていく。

② 企業会計(県立病院事業会計)

1 テーマ	固定資産の取得・処分に係る事務処理について
2 対象機関等	対象機関：病院局本局、5県立病院（矢吹病院、南会津病院、宮下病院、大野病院、ふたば医療センター） 対象事業：県立病院事業
3 主な検証事項	(1) 固定資産の取得に係る事務処理 (2) 固定資産の処分に係る事務処理
4 検証確認事項等	(1) 固定資産の一部について、取得後の収益、費用の計上誤り、取得時の契約手続きの誤り、貸借対照表への計上科目の誤り及び固定資産台帳整備における耐用年数の登録誤りが認められたものの、その他取得に係る事務処理はおおむね適正に行われている。 (2) 固定資産の用途廃止や売払いの事務手続き及び固定資産台帳の除却処理は適正に行われ、また、固定資産除却費の計上等会計処理についても正しく決算に反映されており、処分に係る事務処理についてはおおむね適正に行われている。
5 検証結果	おおむね適正と認められたが、4(1)を指摘事項とした。これは、企業会計特有の減価償却や耐用年数について経理担当職員が十分に理解しないまま事務処理を進めていたことが主な要因であった。 よって、一部改善を要する事項については、その是正状況を次の監査において検証するとともに、適正な財務諸表の作成や決算処理のため、経理担当職員の企業会計に対する理解を含め、事務処理状況を継続的に確認していく。

### ③ 隨時監査

平成24会計年度以降、対象監査はありません。

### ④ 技術監査

発注前及び施工中の建築工事や建築設計を対象とする技術監査の実施状況は以下のとおりです。

工事名	工事概要	監査結果
消防防災航空センターヘリコプター格納庫天井改修工事	消防防災ヘリコプター格納庫の天井改修工事 RC 造2階建て	おおむね適正
農業総合センター会津地域研究所職員公舎解体工事	老朽化した木造の職員公舎の解体工事	おおむね適正
白河実業高校大規模改造工事	学校の大規模改修 東・北校舎 RC 造4階建て 延床面積：3,238 m <sup>2</sup>	おおむね適正
いわき合同庁舎建築部分補修工事	合同庁舎の部分補修工事 学校：RC 造4階建て 延床面積：5,827 m <sup>2</sup>	おおむね適正
農業総合センター浜地域研究所暗渠排水溝修繕工事	浜地域研究所のほ場4区画の暗渠排水溝修繕工事	おおむね適正

技術監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事項	令和2年度	令和元年度	平成30年度
2歳出関係	0	0	0
(5) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	0	0	0
合計	0	0	0

## (2) 財政援助団体等監査

監査の結果、指摘等となったものを分類すると次のとおりです。

事 項	令和 2 年度	令和 元 年度	平成 30 年度
1 事務（事業執行に適切でないものがある）	1	1	0
2 収入（収益）関係	0	0	0
3 支出（費用）関係			
(2) 支出の時期が遅延しているもの	1	0	0
4 補助・契約関係			
(1) 補助申請等の事務手続が適切でないもの	1	1	0
(2) 委託契約等の事務手續が適切でないもの	0	1	2
5 財産関係			
(1) 固定、たな卸資産の管理が適切でないもの	0	0	2
6 その他	1	1	0
合 計	4	4	4

### 主な指摘・指導事項

○支出～指摘（委託料の支出時期が著しく適正を欠いているもの）

〈概要〉

健康診断委託料の支払いについて、支払期限から遅延して支払っているものがあり、遅延利息26,900円が発生している。

〈改善状況報告の内容〉

会計事務研修及びコンプライアンス研修を実施した。

請求書等支払関係書類の指定場所への保管を徹底し、上司が定期的に処理状況をチェックするなど再発防止に取組み、適切な支払事務を行う。

○補助・契約関係～指導（補助事業の受給事務手続に適正を欠いているもの）

〈概要〉

農政推進事業補助金の実績報告において、補助対象経費となる委託契約等に係る印紙税を使用した収入印紙の金額で計上すべきところ、購入した収入印紙の金額で計上していることから、補助金を過大に受給している。

〈改善状況報告の内容〉

収入印紙の購入に当たり、実使用数量を確認し必要数を購入する。

出納簿は補助対象経費と対象外経費を分けて管理し、受給事務手続を適正に行う。

〈指導の効果〉

過受給額となっている84,800円が県に返還された。

## 5 行政監査(課題監査)結果等の概要

行政監査は、特定の事務や事業について、毎年、特定のテーマを決めて実施している監査です。

令和2年度は、「プロポーザル方式・コンペ方式による契約について」をテーマとして実施しました。

詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/63010a/teikikansa-igai.html>

1 テーマ	プロポーザル方式・コンペ方式による契約について
2 目的	<p>地方公共団体の契約は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札による契約が原則となっている。</p> <p>近年、高度な創造性及び専門的な技術や経験を必要とする業務について、価格競争によらず、複数の事業者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査し、最も優れたものと契約を締結するプロポーザル方式・コンペ方式（以下、「プロポーザル方式等」）が増加している。</p> <p>本県でも多くの事業がプロポーザル方式等で実施されており、特に、東日本大震災・原発事故以降、増加している。</p> <p>この方式は、例外的な契約方法である随意契約の一手法として行われるものであり、適切な運用が求められる。</p> <p>また、本県は、新型コロナウイルス感染症に対応しながら、復興・再生と地方創生を両輪で進めることができることが求められていることから、より効率的・効果的な事業実施が要請されている。</p> <p>このため、プロポーザル方式等による契約の締結状況等を検証し、適切な運用に役立てることを目的として監査を実施する。</p>
3 対象機関	(1)対象機関：34機関 (2)対象事業：48事業
4 主な着眼点	(1)プロポーザル方式等による契約とした理由は適切か。 (2)事業者の募集、選定及び契約手続等は適切に行われているか。 (3)業務の検証、評価を行い、所期の目的を達成しているか。

## ○監査結果

1 監査結果	<p>プロポーザル方式等は全庁的に活用されており、各種イベントを始め、観光・物産情報発信や施設の運営・案内など、幅広い業務で民間事業者の企画力や技術力を取り入れて事業が実施されている。</p> <p>(工事に関係する委託以外は、) プロポーザル方式等に係る全庁的な実施要領等が未整備であり、各部局等、各実施機関で事務の進め方が異なっている。</p>
2 全庁的な検討事項	<p>企画競争であるプロポーザル方式等には、事業者の企画力や技術力を生かした優れた事業成果が期待できる一方、運用面では様々な課題がある。</p> <p>このため、プロポーザル方式等による事業が、適切かつ効率的に実施され、県民への説明責任が果たされるよう、法令担当機関や審査機関が連携し、全庁的なプロポーザル方式等に係る要領策定等を検討する必要がある。</p>
3 個別の改善・検討事項	<ul style="list-style-type: none"><li>① プロポーザル方式等を採用する理由が起案文書に記載されていない事業では、採用の必要性の十分な検討、起案文書に理由を明記した意思決定が必要。</li><li>② 募集要領の公告から参加表明までの期間や企画提案書を提出するまでの期間について、十分な期間を確保した募集日程の設定が必要。</li><li>③ 審査基準の公表が行われていない事業では、審査基準を募集要領に記載する等による事前公表が必要。</li><li>④ 審査結果の公表が行われていない事業では、審査結果等のWebサイトでの公表が必要。</li><li>⑤ 契約締結後に業務実施体制等を確認し、再委託がある場合には契約書の規定に基づいた事務手続（県の承諾）が必要。</li></ul>

## 6 住民監査請求の状況

令和2年度は住民監査請求がありませんでした。

住民監査請求の制度概要は、以下のとおりです。

### 《参考》住民監査請求

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等の職員について違法又は不当な「財務会計上の行為」があると認めるとき、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、損害等を補てんするために必要な措置を請求できる制度です。

#### 監査請求 できるもの

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 公金の賦課、徴収を怠る事実
- ⑥ 財産の管理を怠る事実

#### 監査請求 できる期間

- ①～④については、原則、行為があった日から1年です。
- ⑤及び⑥については、請求期間の制限はありません。

#### 監査請求 できる要件

- ① 違法・不当な行為を行った者（県の執行機関又は職員）が分かる記載となっていること
- ② 請求人が福島県民であること
- ③ 違法・不当な事実を証明する書類が添付されていること
- ④ 請求期間内であること

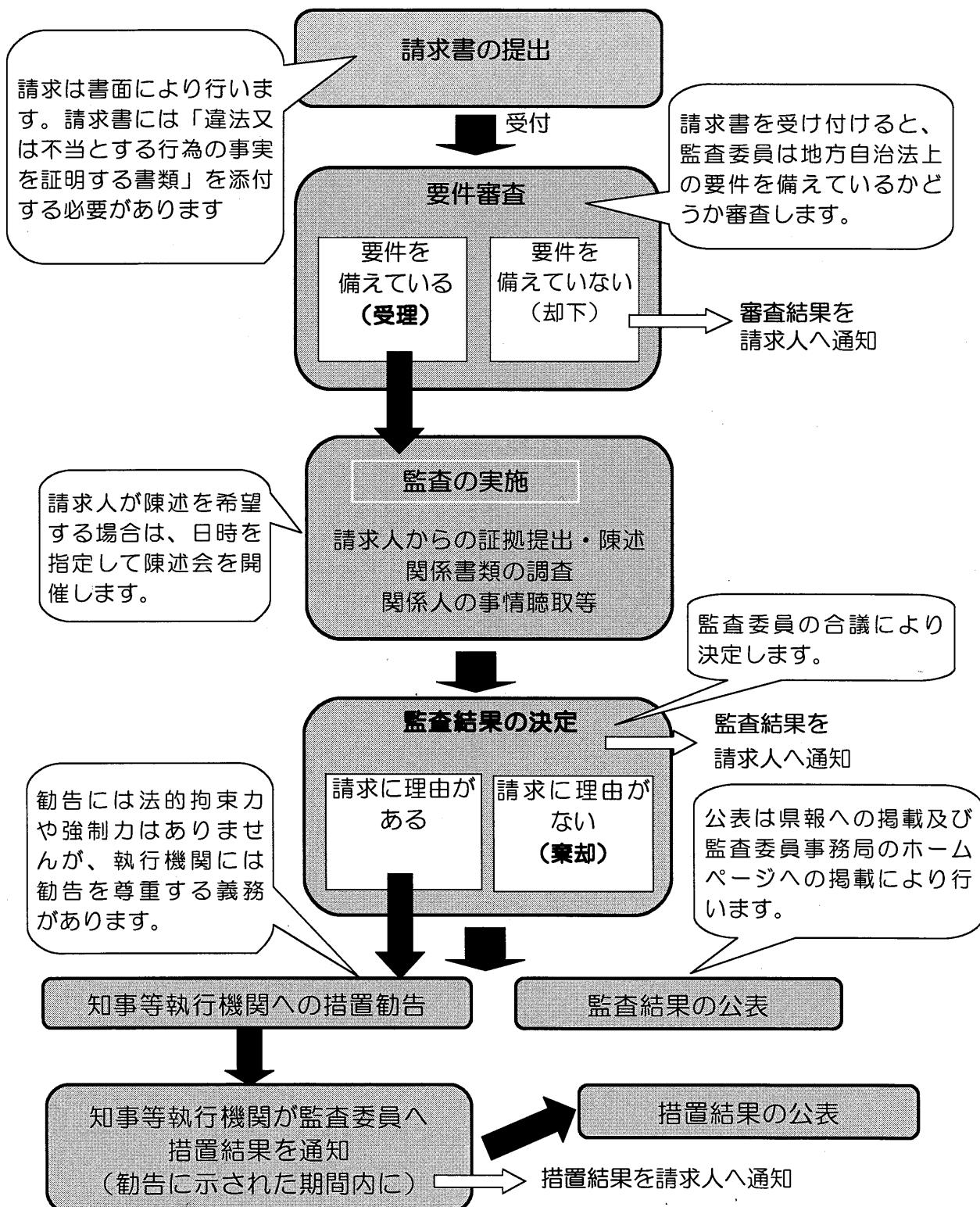
#### 〈内容要件〉

- ① 県の財務会計上の行為であること
- ② 違法・不当とする事実又は理由の記載があること
- ③ 行為の結果として損害又はそのおそれがあること
- ④ 措置要求内容の記載があること

#### 監査結果

- 監査結果は、請求があった日から60日以内に決定し公表しなければならないと定められています。
- 監査結果に不服がある場合は、裁判所に対して「住民訴訟」を提起することができます。

## ■ 住民監査請求の主な流れ



※ 住民監査請求に関する手続等の詳細は、監査委員事務局のホームページをご覧ください。<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/206825.pdf>

課名	業務内容
【監査総務課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施についての基本方針及び計画に関すること。</li> <li>監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に関すること。</li> <li>請求監査及び要求監査に関すること。</li> <li>職員の賠償責任の監査に関すること。</li> <li>事務局内の庶務、人事、予算及び経理に関すること。</li> </ul>
【普通会計監査課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通会計の定期監査及び隨時監査の総括並びに決算審査に関すること。</li> <li>健全化判断比率の審査に関すること。</li> <li>普通会計の例月出納検査に関すること。</li> <li>基金の運用状況の審査に関すること。</li> <li>指定金融機関の監査に関すること。</li> <li>技術監査に関すること。</li> </ul>
【企業会計監査課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業会計の定期監査及び隨時監査の総括並びに決算審査に関すること。</li> <li>資金不足比率の審査に関すること。</li> <li>財政援助団体等の監査に関すること。</li> <li>行政監査に関すること。</li> <li>企業会計の例月出納検査に関すること。</li> <li>出納取扱金融機関の監査に関すること。</li> </ul>

令和2年度  
監査のあらまし

令和3年3月発行

編集・発行 福島県監査委員事務局

〒960-8681

福島市杉妻町2番16号

福島県庁内郵便局私書箱第24号

TEL(024)521-7585

FAX(024)521-7966

福島県ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

(トップページ>組織でさがす>監査委員事務局)

